

# ○交通の禁止及び制限に係る標識の管理運用要領の制定について

〔 令和3年3月15日 〕  
〔 例規甲（交規企）第84号 〕

## 第1 目的

この要領は、災害発生時における交通の禁止及び制限に係る標識（以下「標識」という。）の使用、保管等について適正な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 配分等

- 1 標識の配分は、各所属別交通規制標識配分表（別表）のとおりとする。
- 2 標識の配備は、原則として山梨県警察災害警備計画（以下「災害警備計画」という。）に定める交通検問所とする。

## 第3 管理責任者等

### 1 管理責任者

- (1) 標識の管理責任者は、交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長とする。
- (2) 管理責任者は、その所属に配分された標識の管理及び使用について責任を負うものとする。
- (3) 管理責任者は、標識の保管について、有事の際迅速に取り出すことのできる警察施設の適当な場所（直射日光及び風雨の当たらない場所）を保管場所に指定するものとする。

### 2 保管責任者

- (1) 標識の保管責任者は、交通部高速道路交通警察隊にあっては庶務・企画担当補佐とし、警察署にあっては交通課長とする。
- (2) 保管責任者は、標識の使用状況を把握するとともに、有事の際に確実に使用できるよう適正な保管管理に努めなければならない。

## 第4 教養の実施

管理責任者は、保管責任者及び災害警備計画に定める交通検問所配置員に対し、標識の使用及び保管管理について必要な事項を教養しなければならない。

## 第5 運用

標識の使用は、原則として、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）

及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、災害発生時等において避難路及び緊急交通路の確保等のために交通の禁止若しくは制限を行う場合又はその訓練を行うときとする。

## 第6 使用上の留意事項

- 1 使用に当たっては、災害警備計画に定める交通検問所の交差点等の適切な場所に設置して使用するものとする。この場合、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）等の規定に従って、道路の中央又は左側の路端に設置するものとする。
- 2 標識に対象、区域（区間）及び期間を記入するに当たっては、事後にも使用可能なように、容易に消すことのできる筆記具等を用いて記入し、使用後は速やかに払拭して次期の使用に備えること。

## 第7 管理上の留意事項

- 1 各所属ごとに交通規制標識使用記録簿（別記様式）を備え付け、その使用及び保管状況を明らかにしておくこと。
- 2 標識を使用しないときは、管理責任者があらかじめ指定した保管場所に確實に収納し、破損、紛失等のないよう配意すること。

## 第8 破損等の措置

- 1 標識が破損し、又は紛失した場合は遅滞なくその状況を管理責任者に申し出ること。
- 2 管理責任者は、標識が破損、紛失等の理由により、配備本数を欠いた場合は、速やかに補充の上申をし、有事の使用に支障のないようにすること。

別表及び別記様式 省略